

◎佐賀県条例第23号

佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
 佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例（平成20年佐賀県条例第21号）の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定動物 <u>法第26条第1項</u>に規定する特定動物をいう。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 第二種動物取扱業者 <u>法第24条の2</u>の規定による届出をした者をいう。</p> <p>(7) 略</p> <p>(第一種動物取扱業の登録の基準)</p> <p><b>第19条の2</b> 知事は、法第12条第1項に規定する場合のほか、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法第10条第1項の登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号</u>に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）</p> <p>(3) <u>暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u></p> <p>(4) <u>自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</u></p> <p>(5)～(7) 略</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定動物 <u>法第25条の2</u>に規定する特定動物をいう。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 第二種動物取扱業者 <u>法第24条の2の2</u>の規定による届出をした者をいう。</p> <p>(7) 略</p> <p>(第一種動物取扱業の登録の基準)</p> <p><b>第19条の2</b> 知事は、法第12条第1項に規定する場合のほか、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法第10条第1項の登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</u>を利用している者</p> <p>(3)～(5) 略</p>

改正前	改正後
<p>(8) 役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、<u>法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）</u>にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）に第2号から前号までに掲げる者がいる法人<u>その他の団体又は個人</u></p> <p>(9) 第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に<u>関与している法人その他の団体又は個人</u></p> <p>（第一種動物取扱業の登録の取消し等）  <b>第19条の4 略</b></p>	<p>(6) 役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、<u>個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）</u>にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）に第2号から前号までに掲げる者がいる法人又は個人</p> <p>(7) <u>法人格を有しない団体であって代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者に第2号から第5号までに掲げる者又は法第12条第1項第7号に掲げる者がいるもの</u></p> <p>(8) 第2号から第5号までに掲げる者又は法第12条第1項第7号に掲げる者がその経営に実質的に<u>関与している法人その他の団体又は個人</u></p> <p>（第一種動物取扱業の登録の取消し等）  <b>第19条の4 略</b>  <u>（動物愛護管理担当職員）</u>  <b>第19条の5</b> 法第37条の3第1項の規定により、<u>動物の愛護及び管理に関する事務を担当する職員を置く。</u></p>

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。